

# 「第10回まちづくり市民会議」議事要旨

○アドバイザー・事務局含め全46名中、30名参加

○以下、次第に即して記載

## 1. 開会挨拶（薄議長）

- ・ルールがあった方がより市民の活動が活発になるのかどうか議論頂きたい。
- ・それを踏まえて、ルールが必要なのかどうか考えて頂きたい。

## 2. 議事

### (1) 前回グループワークの振り返り

前回会議のグループワークにおいては、「まちづくりの理想像・あるべき姿」について議論し委員間の共通認識の醸成を図ったところであり、今後条例前文や前文で掲げた理想像を実現するための各主体の役割等や制度・仕組み等について議論していくためのベースとして活用していく旨総括した。

⇒特に意見・質問等無し

### (2) グループワーク

前々回会議での委員要望を踏まえ、改めてではあるが、市民会議における議論の今後の方向性の確認を行う前段として、ルール（自治基本条例）が求められる背景（委員各位の身近な地域課題や課題意識を通して）やそれを踏まえてルールが必要かどうか議論頂いた。

⇒各グループの発表より、全グループが「必要」とのまとめ

### (3) 市民会議における議論の今後の方向性の確認

今までの市民会議や今回のグループワークの議論を踏まえ、今後市民会議として自治基本条例（「条例」の法形式とするかどうかは今後具体的内容について議論をしていくことと並行して議論していく余地を残しているが）をつくっていく方向で進むこととしていいか最終確認を行った。

## 【質疑応答】

委員)

グループワークで出された「ルール」と「条例」は性質が違うもの。何故ルールという表現を用いたのか？自身「ルール」は必要だと思うが、「条例」が必要かどうかについてはまだそこまでの認識に至っていない。

⇒薄議長)

「ルール」という表現は、自身の認識では自治基本条例をイメージして用いたわけだが、条例という表現を用いると委員各位が取っつき難くまた条文づくりといった硬い捉えた方をされる懸念があったため用いなかった。現段階では言葉尻を捉えた議論ではなく、あまり形式に捕われず、市民会議として理想を実現するために必要なルールに係る考え方をまとめていけばいいのでは。

委員)

「ルール」は必要という共通認識は図れたので、そこはそこで議論を深めていきつつ、条例や規則等のどの法形式にするかどうかは並行して議論すればいいのではないかな。

委員)

「ルール」と「条例」の違いをどう整理するのか？

⇒薄議長)

自身の認識ではルール＝条例であり、市民会議として今後条例をつくることを想定して議論を進めていきたいと考える。

委員)

現段階でルールと条例の違いにこだわって議論することに意味があるのか。ルールをつくる議論と条例をつくる議論で何が違うのか？そこにこだわると議論が全く進まない。看板ではなく中身をどうしていくかが重要。

委員)

議論が停滞しており現在の進捗状況を認識できない。また本日を含め同じような内容について何度も議論している感がある。今後の行程を具体的に提示して頂きたい。

⇒事務局)

市民会議の議論の状況を踏まえて会議毎の議題を設定するといった手探りの状況であったため、長期的な視点に立った行程を予め提示できなかった。今後、具体的な内容について議論していく段階に入った場合には、スケジュールを含め具体的な案を提示し委員間で議論した上で進めていきたい。

前回・本日の議論の内容は、前々回の会議で内容を決め議論することとしたものであり、何度も同内容を議論しているとの指摘があるが、市民会議で共通認識を持つために必要ではという委員要望も踏まえたもの。

後藤副議長)

今後市民会議で市民意見の広聴を行っていく際、市民会議全委員の足並みが揃っていないといけない。その足並みを揃え共通認識を醸成するため、何度も同じような議論をしなければならなかったことは理解頂きたい。

委員)

市民会議はウィーン会議(会議は踊る、されど進まず)のような状態になっている。条例が必要となる理由の共通認識の醸成がされていないことに原因がある。現段階では市民向けに明確に理由を説明できない。必要性に係る議論をすべきでは？

⇒薄議長)

まさにその必要性について今回のグループワークで議論したところでは。

委員)

背景・必要性については共通認識が図られ、市民会議としての今後の議論の方向性も定まったと思う。ただ、地域課題の現状把握がまだ足りていないと思う。区長等

から現状について話を聴く場面を設けるべき。今後の進め方の事務局案中に分科会で議論する旨の記載があるが、スケジュールを含めより具体的な内容について提示してほしい。

⇒事務局)

以前委員から要望のあった区長の招聘については、持ち帰り検討させていただきたい。

委員)

グレーの部分を残すことを可とすると議論が進んでいかない。賛成・反対の決をはっきり取って進めるべき。条例は市民を縛るものではなく、市民の権利を守るといった側面もあり、条例をつくることを念頭に進めるべきと考える。

委員)

ルールと条例では意味合いが違う。ここははっきりさせておくべき。条例であることで議会・行政を縛ることができるが、ルールではできない。条例をつくるということでは共通認識とすべき。

委員)

事務局で、今までの議論を踏まえての必要性の認識に至る背景や条例が必要な理由に係る共通認識事項をまとめて頂き、次回提示願いたい。

薄議長)

市民会議として今後は自治基本条例をつくる方向で議論を進めるか否かについて決を取りたい。

⇒**全員賛成により、今後は自治基本条例をつくる方向で議論を進めることとする**

(4) 今後の進め方(案)について

前々回会議で標記に係る事務局案を提示したところだが、時間の都合上次回会議で議論することとした。

※委員の要望を踏まえ、骨格(テーマ)、分科会の構成、草案までの回毎の議論内容を含めた具体のスケジュールに係る案を事務局で作成し、それをもとに議論することとした。

(5) その他(事務局)

市民会議本体と事務局を区別した発言がみられるが、事務局も皆さんと共に議論し考えていくスタンスであることを改めて認識頂きたい。

以上